

信用組合の研究

安田原

信用組合の研究

安田 原 三 著

日本経済評論社

著者略歴

安田原三 (やすだ げんぞう)

1932年 東京都に生まれる

1961年 日本大学大学院経済学研究科(修士
課程)修了

現在 日本大学経済学部教授

著書 『信用組合のビジョン』(共著, 日本
経済評論社)

『金融制度』(共編著, 学文社, 昭和
53年)

信用組合の研究

昭和53年12月20日 発行 ©1978 ¥ 2500

検 印
省 略

著 者 安 田 原 三

発行者 引 地 正

印刷所 文昇堂印刷所

発行所 (株)日本経済評論社

〒101 東京都千代田区神田神保町 3-2

電話03(230)1661(代)振替東京3-157198

落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

3033-1225-6173

は し が き

金融効率化行政から新金融効率化行政とわが国の金融制度は再編成のレールを走らされている。この再編成の過程が行政主導の下に進行する環境の中で信用組合の経営は極めて困難な時代を迎えているといえることができるであろう。

それは、すべての金融機関を同じレベルにおいて効率性によって比較し、優劣をつけようとすれば、信用組合のような中小企業専門金融機関はその専門性のゆえに、高コスト・高利回り型の体質を持っており、したがって非効率な金融機関という烙印を押されてしまうからである。

昭和40年代に入って金融制度調査会の答申が提出され、効率化行政がスタートして以来、中小金融機関の合併は急速に進行しており、まだまだ継続すると予測することができる。

「銀行の歴史は合併の歴史である」などといわれる。確かにわが国に限らず欧米の金融制度においても、金融機関の誕生、競争、合併というパターンの繰り返しを見ることができるし、その限りでは、金融制度が変化する経済に対応し発展するプロセスであるかも知れない。

しかし、信用組合の最近の合併の進展を簡単にこのようなプロセスとして片づけるわけにはいかない。ここにはいくつかの問題がある。

1つは金融市場がもっている不完全競争性である。本来的に金融市場が不完全競争性をもつとすれば、中小企業金融という専門性をもつ信用組合は一般金融機関に比べて、その専門性を強化すればするほど、競争の不完全性を形成する差異を大きくすることになる。中小企業と大企業との間には二重構造といわれる格差が存在し、それ故に金融にも二重構造が存在している。信用組合は中小零細層の資金需要に応えるために生まれてきたのであり、二重構造の下での弱者の金融機関である。したがって、制度的に非効率な性格をもつものである。

わが国の場合、金融制度の再編成は、歴史的にも常に行政当局によって主導されてきたし、戦後においてもそれは変りはない。しかも、それは国家的見地から強権的に推進されることになる。ここでは信用組合は決して主役にはなりえない。信用組合が産業組合として導入され、市街地信用組合、信用協同組合あるいは信用金庫と時代とともに改編されても、それは大企業に結びついた大金融機関・銀行中心の政策の下で扱われてきたのである。ここでは信用組合が自主的な協同組合組織の金融機関として、その性格を育てるための施策がなおざりにされてきたとしかいえない。

しかしながら、信用組合が資本主義社会の中で弱者である中小零細層の金融機関として定着し、発展していくことを考えると、協同組合組織としての特性を発揮することしかない。資本の運動に対抗し、融資集中に歯止めをかけるには、民主的な人縁性による金融が最も強力な対抗手段であると思う。利潤追求を目的とする資本主義的な銀行からは資金を獲得することのできない中小零細企業や勤労者が自立共助によって金融の道を拓こうとするとき、民主的金融機関として信用組合が担う責任は大きいし、ここに信用組合の存在意義もあるはずである。

本書は、著者がこのような問題意識の下で、わが国の信用組合を考え、これまでに発表してきたものを再録・編集したものである。序章と第Ⅰ部は協同組合としての信用組合の問題を整理したものであり、第Ⅱ部、第Ⅲ部はわが国の信用組合の現状把握を試みて、その特性と抱えている問題点を明らかにしようとした。したがって、すでに発表後かなり時日を経過し、統計の古くなっているものもあるが、当時の状況を示す意味で、敢えて手を加えないことにした。

なお本書に再録した論文は、

『信用組合』全国信用組合中央協会、昭和46年6月号、8月号、47年10月号、11月号、53年7月号

『金融制度論』森静朗等編著、学文社、昭和53年4月、第1章V

『地域金融』地域金融研究所、昭和51年1月号～53年5月号

である。

は し が き

ここに採りあげた信用組合は全体像を捉えることからすれば、まだその片鱗でしかない。ご叱正を頂き、今後の分析を進め、信用組合論を築こうと希うものである。

最後に、私がこのような分野に進むことができたのは、大学院時代の今は亡き恩師故井関孝雄先生の御教えによるものである。今後の研鑽によって少しでも先生のご恩に報いたいと願うものであります。また日常怠惰な私に変らぬご指導とご鞭撻を賜っている田中稔先生、天利長三先生、森静朗先生に御礼申し上げ、併せて武田逸英氏、高木安典氏、山崎賢一氏ほか信用組合業界の方々から多くの示唆とご援助を賜ったことに御礼申し上げる次第です。出版に当たり日本経済評論社の引地正氏のこれまでのご好意に深く感謝申し上げます。

昭和53年11月15日

安 田 原 三

目 次

は し が き

序 章 協同組織金融と効率化	1
----------------------	---

第Ⅰ部 協同組合原則と信用組合

1 協同組合と協同組合原則	15
2 金融効率化と信用組合	29
3 金融の大衆化と信用組合	45

第Ⅱ部 信用組合制度の研究

序 中小企業金融機関と信用組合	65
1 信用組合の存在意義	78
2 信用組合業態の研究	84
3 信用組合の規模別格差	92
4 信用組合経営の構造分析	98

第Ⅲ部 信用組合事例の研究

1 職域信用組合と協同組合原則——長崎三菱信用組合——	109
2 地域信用組合と協同組合原則——長野県信用組合——	131
3 地域信用組合の地域主義——大分県信用組合——	149
4 狭域信用組合——鹿児島興業信用組合——	174

索 引	195
-----------	-----

序 章 協同組織金融と効率化

1) 効率化行政の推移

昭和52年、大蔵省銀行局長に徳田博美氏が就任して以来、「新金融効率化行政」ということが注目されている。この新効率化行政は、新しい法律や通達があらためて発令された訳ではないが、金融機関にとってより厳しい経営が要請されていることは事実である。徳田銀行局長の談話によっても、金融機関の経営効率化を自己責任の下により一層追求させること、そのためには護送船団方式といわれてきた過保護行政をあらためることがいわれている。そして、究極的には、非効率ないし低効率な金融機関の整理・淘汰を進めるのが目的である。

ところで、旧金融効率化行政は昭和45年の金融制度調査会の「一般民間金融機関のあり方等に関する答申」を基盤として推進されてきたのであるが、ここでは市場のメカニズムを通じて、「良質な資金を安定的に供給する」ことが図られ、そのために金融制度の手直し、すなわち各金融機関の間の垣根を除去ないし低減することによって積極的に競争を促進させたといえる。

このように効率化行政そのものが変化してきた背景を考えると、これまでの旧効率化行政は、わが国経済が昭和30年代の高度成長を経て40年代に入り、同様な高成長が期待できなくなるとともに、国際化の時代を迎えることになり、国際競争の激化とそれに対応できる体質の強化が産業界に要請されることを背景として生まれてきたのである。

したがって、この実現のためには経済の効率化を実現することが必要であり、金融の側からは、経済効率化のための金融効率化の要請が生じてきたので

ある。

そのため、金融の効率化はその内容として、企業の資金コストを軽減することをねらいとし、低利で良質の資金を長期・安定的に供給することが図られる。しかも、その実現には、競争条件の追求、規模利益の追求が指向されたのである。金利機能の活用は市場における競争条件の整備が前提であり、競争条件の整備、追求のために効率化行政の手立てが推進されてきたのである。

中小金融二法⁽²⁾の施行はそのための突破口の役割を果たし、第一・日本勧業兩行といった都市銀行同士の合併から中小金融機関の合併まで、すでに百余件の合併が実行されている。

この結果は、高コスト・高利回りにならざるを得ない中小金融機関は非効率な金融機関として整理の対象にされ、それを通じて大金融機関による市場支配、規模のメリットの追求が推進されたといえる。

しかしながら、その後の経済の環境はさらに変化してきたことも事実である。オイル・ショック、インフレ昂進を契機として、その後の経済は景気の長期停滞、低成長経済へと移行するに至っている。

一方、金融構造も企業部門の資金需要の停滞とともに公共部門の赤字の拡大、国債の大量発行、恒常化によって大きく流れを変えるに至っている。

このような環境の変化に加え、金融機関に対する社会的批判は日ごとに高まってきている。銀行批判はオイル・ショックによって発生した経済激動期にとられた大商社等の反社会的行動に対する社会的批判の延長線上に生じたのである。このような大企業の反社会的行動に大銀行は資金面から支援していたことが銀行に対する批判の眼を向けさせることになり、加えて、景気に左右されずに恒常的に高収益をあげてきた銀行のビヘイビアなど公衆の銀行に対する社会的意識は次第に銀行批判へと高まり、銀行そして金融機関の社会的責任、公共性が要請されることになったのであり、金融機関もこうした社会的要請に対応せざるをえないところに至ったのである。

こうした変化の中で、「新金融効率化行政」が打ち出されたことになる。したがって、「新金融効率化」行政の下では、金融機関の経営効率化が厳しく求

められることになるし、他方、社会的責任の追求も同時にこれまでいわれてきたのとは異なり、より具体性をもつものとして要請されつつある。しかも長期停滞、低成長という経済の状態に移り、金融機関の経営環境は極めて厳しいものに変化したのである。

2) 新金融効率化行政の方向

旧金融効率化行政が金融機関にもたらしてきたものを整理してみると、ここでは、金利機能の活用を柱としているように、まず市場のメカニズムが作用するように金融制度を手直しすることであった。したがって中小金融機関である相互銀行法・信用金庫法の改正、合併・転換法の施行は、そのための条件整備の役割を果たすものであった訳であり、さらには各金融機関間の相互乗り入れ、同質化の進展、そして統一経理基準の適用と、各種金融機関が相互に競争することが可能な市場の場を拓げ、その結果として高コスト・高利回りなど中小金融機関は非効率な金融機関として、市場の競争に敗れるか、あるいは存続しえないような心理的不安感を与えることになる。その点では、大規模金融機関である都市銀行同士の合併は中小金融機関に一層の焦燥感を与える効果をもっていた。この結果は、信用金庫や信用組合作を主流とする異種合併、同種合併が百余件も発生する現実を迎えたのである。

ここでいえることは、規模のメリットの追求であって、大規模金融機関の市場支配、小規模金融機関の淘汰を通じて、資金の流通が大規模金融機関に直接に集中し、そして大企業への融資集中機構が補強、再構築されることであり、同時に、良質な資金が安定的に大企業に向けられることを意味する。

そして、この方向は「新金融効率化行政」においても変わった訳ではないと考えられるのである。確かに、社会的責任や公共性の要請が前面に出されてきたが、このことは顧客からの利益還元の要求、経営内容の公開など厳しい経営姿勢を求められることとなるであろうし、その上、金融機関に対して、従来の過

保護行政をあらためて、自己責任の下での経営効率化を強く求めることになる。

したがって、単に金融制度の整備のみならず金融機関の経営体質の比較によって、劣質、非効率な金融機関に対する締め付けが強化されることになる。

しかも、新効率化行政が推進された時点では、すでに経済の状況は大きく変化してしまっていたのである。それはまず低成長経済の定着であり、不況の長期化であろう。

産業界はこの長期の景気停滞によって倒産企業の増加と投資意欲の低迷が続き、資金需要は冷えきったままの状態となっていた。そして、民間部門のこのような停滞に対して財政部門の役割が増大し、国債発行がますます巨額に達したのである。

したがって、金融構造も企業部門の相対的な資金不足の縮小、政府部門の資金不足の増大といった環境の下で、従来の家計部門から企業部門へといった一辺倒の資金の流れではなく、家計部門から政府部門への資金の流れも増大することになっている。しかも、政府部門による公債発行の巨額化による有価証券の累積が生じ、また企業部門では資金調達が多様化が進むことになる。そのため資金流通そして資金運用が大きく変わらざるを得ないであろう。

このような環境の変化によって、金融機関の行動が変化するのも当然である。企業の資金需要の低迷は貸出金利の低下のみならず国債の引受から証券保有へと向かわざるをえず、さらには家計部門への消費金融の開拓にもかなり力を入れることになる。

このような状況の変化は金融機関の経営内容を悪化させることになっている。預金も貸出金もその増加のテンポは鈍化し、これまでのような規模の追求は望めなくなってきたし、預金・貸出金利差は著しく縮小し、逆鞘現象さえ見られることになっている。

さて、こういった状況になってくれば銀行は利潤を確保するために、新しい対応に知恵をしぼり、分野、市場の拡張に努力することになるであろう。その結果は他金融機関の分野への進出とそこでの競争の激化を招くことになる。す

なわち、証券市場への業務拡大と中小企業、個人金融への進出である。そして、自らの体質の強化、市場支配力の拡充が図られることが予想される。

こうなれば、競争市場の拡張によって金融の効率化を図ろうとする制度上の改編が依然として存在しているのであるから、金融機関自身の努力と相まって、行政の目標である金融の効率化は一段と促進されることになる。「新効率化行政」はその意味では、「旧効率化行政」をより一層スピード・アップして、その目標に近づけようとするものである。

3) 金融構造の変化

以上からすれば、行政の指向する「金融効率化」はやはり経済の国際化進展に対応すべく、企業の体質を強化させ、あわせて国際金融の場へのわが国金融機関の進出、そのための体質強化がねらいである。

しかも、ここでは依然として強化の対象となる企業は大企業であり、金融機関は銀行、それも大銀行なのである。それゆえ、従来からの大企業、大都市への融資集中の機構は改められるどころかさらに強化されることになるのである。したがって、中小金融機関にとっては経営環境は制度上からの競争激化と経営の質の締め付けの両面から一段と厳しくなり、その結果として吸収、淘汰される金融機関がさらに発生し、金融再編成が進展することは眼に見えている。

しかし、このような金融機構がこれからのわが国に求められるものなのであるうか。

確かに、国際化の進展、国際競争の激化という観点から、わが国の銀行と欧米の銀行とを比べた場合、欧米の銀行の方が国際金融業務や証券業務に幅広く進出しているところが存在している。その点ではわが国の銀行は不利であるといえるかも知れない。しかし、反面で極めて小規模で、狭い地域、小零細企業を対象に存立している多くの銀行や金融機関が存在するのも事実である。

そもそも、高度成長経済から低成長経済へと転換してきた時期に、これは「量の経済から質の経済」への転換であるといわれたものである。

事実、高度成長が急速に進展している時期では、旺盛な資金需要に応えることが国の方策に応えることであり、より多くの資金を吸収しておれば収益は自ずと保証されていたのである。

しかし、低成長経済の下ではそのメカニズムは働かないし、金融機関の経営の立場からすれば体質を強化することの必要性が生まれてくるであろう。

しかしながら、「量から質へ」といわれる「質」の内容には、「マクロからミクロへ」の反省が含まれていたことも事実であろう。

国民総生産(GNP)が世界第2位といわれるほどに成長した反面で、個人所得の水準が20数位と著しく離れて低い水準にあることが明らかになるにつれ、経済の発展なり成長の実質は個人個人の生活水準の向上にあることが指摘され、反省されたのではなかろうか。だからこそ、福祉の経済、個人の尊重がいわれたのである。

効率化行政が「新」になり、個々の金融機関が自己の努力によって体質を強化することを目標にしようと、そこでは前述のごとく、個人なり地域なりといった真の「質」の経済、「質」の金融は考慮されていないといわなければならないし、依然として逆の方向へ進んでいくことをねらいとしている。

しかし、高度成長を終えたこれからの経済、転換される経済目標はむしろ個人、しかも地域住民を対象とした、ミクロの経済の向上でなければならない。すなわち、マクロでの量的拡大、成長が抑えられてもそれを実現することがこれからの経済・金融の方向である。

4) 協同組織金融と中小企業金融の特質

協同組織金融が株式組織金融と異なることは明らかである。株式組織は利潤の追求を目的として組織されているし、協同組織は自立共助を目的として組織されたものである。

すなわち、株式組織金融機関は出資、預金、貸出がそれぞれ別個の人を対象にして行われようとそれが利潤の追求に合致する行動である限り非難されるこ

とはない。

しかし、協同組織金融機関は出資、預金、貸出の対象は同一人でなければならない。したがって預金者は借入者で同時に出資者なのであるから協同組織金融機関の取引者であることに止まらず、出資者として経営に参加し、責任を持たなければならない。この点は、株式組織金融機関の出資者、預金者、借入者とは全く異なっている。

そもそも、協同組織の金融は銀行等株式組織の金融によっては資金を得ることができず、疎外された人々によって組織された自衛的機関なのである。いわば、市場のメカニズムによる競争を通じての資金の取引では資金を得ることはできない層の人達が結集することによって自分達自らの金融を行うものである。

したがって、ここに参加する組合員は資本主義的金融機関では十分に資金需要を満たさない層であるし、必然的に中小零細層である。

協同組織金融機関が中小企業専門金融機関として制度上位置づけられているのもこのためである。

ところで中小企業の取引等活動の範囲は地域的に狭い範囲になるから、その意味では地域性を持ち、地域経済の中にあり、地域経済を支えているものである。したがって、中小企業専門金融機関は協同組織性と地域限定をもつことが必要であり、その性格を稀薄化させれば、それが中小企業者等からの遊離を意味することになるのである。

協同組織金融機関の理念が、協同組織の原点としてのロッヂデール原則からライフイズン、ジュリッツ・デーリッツ、ルザッチあるいはデージャルドンとそれぞれに確立されてきても、そこには自立共助のためにこれらの性格が維持されてきている。もちろん、それらが必然的に地域性をもつがために国によって多少の差が生まれていることも事実であるが、協同組織金融が自立共助の金融であることの自覚、認識は崩れてはいない。

欧米において、一方に3大銀行とか、4大銀行といった巨大な銀行が存在しているとともに、他方では、極めて狭い地域を営業基盤として存立する金融機

関が協同組織金融機関のみならず銀行まで存在している事実は、小規模、小地域を基盤とする金融機関にも充分存立の基盤があることを示すものである。しかも、それらの金融機関の大部分は協同組織金融機関である。イギリスの建築組合、アメリカの貯蓄貸付組合、信用組合、ヨーロッパの信用組合、庶民銀行、協同組合銀行など地域性とともに自立共助の思想は脈々と流れている。

地域性という観点からすれば、地域経済、地元企業、地域住民に深くかわかり、それを担っているのが、その地域の金融機関である協同組織金融機関であることは当然のことであろう。

したがって、これからの金融が質の経済・金融を進めるのであれば、まず地域金融を円滑化させることが必要であるし、その場合、協同組織金融機関が最も適しているといえることができる。しかしながら、これまでのビヘイビアには融資集中機構の一翼を担って大都市、大企業へと安易に資金を融通する姿勢がとられていたし、さらに効率化行政の下でも経営環境が厳しくなり、その結果、収益確保の要請から地域、小企業からの遊離を招き、それこそが効率化、経営体質の強化だとの誤った理解がなされようとしている。

このように誤った方向への指向が生ずるのは、一つに行政に責任があることであるが、次に、そういった行政と周囲の環境におびやかされて、自らの地盤を見捨てるようなことがあれば、それは信用組合自身の責任であるといわねばなるまい。

5) 信用組合の効率化

協同組織金融機関である信用組合の効率化とは何であろうか。前述してきたように、金融効率化行政が推進する路線の上では、制度上の手直しから信用組合と他種金融機関との間では業務分野の相互乗入れがさらに進展し、一層競争の分野が拡大することになるであろう。

そして、一方では信用組合の経営体質の強化が一段と要求されることになる。しかし信用組合の場合、「高コスト・高利回り型」といわれるように、中

小企業専門金融機関であることによる制度上の体質があって、それは高コスト、高利回りという非効率性を必然的に持っているのである。しかも、対象たる中小零細層が大企業に比べて信用力が弱く、リスクを多く持っていることも否定できない。したがって、この行政の下でシビアな競争が進めば、信用組合が弱小、劣悪な金融機関というレッテルを貼られて淘汰の対象とされ、合併が指導され、再編成が進展することは間違いないであろう。その結果は融資集中機構の再構築である。

しかし、これからの経済が求めている金融はそのような方向にはないのではなかろうか。

質の経済、福祉経済とかいわれることの前提には、価値観の大きな転換があることを認識すべきである。そこでの出発点は、個人の生活向上である。従来のようにマクロでとらえられた日本経済のレベル・アップではない。GNPに大きな影響力をもち、国際市場に代表的に進出する大企業一辺倒の政策では、国内のみならず海外からもそれは受け入れられないものとなりつつある。むしろ、求められるのは、地域住民の生活向上、地域格差の是正である。したがって、金融の分野においても地域経済に対応する金融が考えられねばならない。行政の目指す効率化はその意味では全く逆の方向である。

したがって、信用組合、協同組織金融の効率化が考えられるのであれば、それは「効率化行政」とは全く別のところで考えられねばならないのである。

協同組織金融の効率化は協同組織の目的に向かっての効率化が図られるべきであるし、信用組合の効率化はそこにある。

すなわち、地域経済にいかに役立ち、地域住民にいかに密着するかにかかってくるのである。そこでいかに役立ち、頼りになる金融機関となるためには、当然、経営の合理化を内容とする効率化が要請されることになる。

「組合員の、組合員による、組合員のための」金融機関としての自覚が根本になるし、ここでは、出資、預金、貸出が同一対象との間で保たれることの中で、とりわけ出資が肝心である。出資はその根本であり、出資を行うことによって組合員となり、参加の資格を取得するのである。この参加が信用組合の行

動を規制し、方向を定める役割を担うものである。近年ディスクロージャーの問題が取沙汰されるけれども、この参加が日常的に密になされて、信頼されているところでは、いまさらディスクロージャー問題などは生まれないであろう。現実の信用組合の意志決定機構が、組合員総会、総代会、理事会、役員会と組織されているとしても、基本的には組合員参加の実は日常の業務活動の中でその意志を汲み上げることが可能である。

これまでいくつかの信用組合の実態を調査したところからも、地方にあって発展している信用組合の基本的要因は、組合員の意志をいかによく把握し、それに応えているかであり、そこに人縁、地縁という密着が育っているのである。

地方に依然として不祥事が絶えない体質が残存しているけれども、これらもその自覚の欠如に起因していることは明らかである。

協同組織の本質に立ち返った反省の上に、組合員—地域住民—地域社会に奉仕すること、そのための合理化そして効率化が求められるのである。

しかし、地域社会、地域経済を基盤にする限り、地域特性が伴い、地域差が生じてくる。ここに地方行政の役割があるはずである。

これまでのわが国では官僚社会といわれるように、地方自治体であれ、地域社会を主体にした行政は行われてはこなかったといえる。官僚機構の上からの意志伝達、実行機関でしかなかった地方行政にその反省を求めることはもちろんであるが、むしろこの改革は地域社会、地域住民、金融では信用組合が改めさせ、築いていかなければならないのである。

信用組合が中小零細層、弱者の協同組織である限り、個々の信用組合として行いうる範囲、能力は当然に限界がある。これを補うものが連合会・協会であるが、地域社会ということからは地方自治体が第一である。ヨーロッパにおける地方自治体と協同組織金融機関との関係は、わが国よりもずっと深いものがあるが、しかしそこには「官僚」ではなく、地域社会・地域住民が基本にある点で本質が全く異なっている。信用組合がそういった協力をえてその機能を果たすことが、地域社会を前提に、人間を前提にした真の地域金融であり、そこにこそ効率化が必要である。

(53.7)